

加古川市監査委員 藤田 隆司  
加古川市監査委員 大塚 隆史  
加古川市監査委員 織田 正樹  
加古川市監査委員 山本 一郎

### 指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

平成31年4月1日から令和2年8月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
S&Oグループ	加古川海洋文化センター	ウェルネス推進課
S&Oグループ	加古川スポーツ交流館	ウェルネス推進課
S&Oグループ	浜の宮市民プール	ウェルネス推進課

#### 2 監査の実施期間

令和2年10月19日から令和2年12月25日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

#### 4 指定管理者等の概要

##### (1) 加古川海洋文化センター

ア 指定管理者名 S&Oグループ

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 利用の許可に関する業務
- (イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 市民と海とのふれあいを促進するため、施設を利用させる業務
- (エ) 書籍等に関する業務
- (オ) その他目的を達成するために必要な業務
- (カ) その他管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

##### (2) 加古川スポーツ交流館

ア 指定管理者名 S&Oグループ

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 受付・案内等に関する業務
- (イ) 利用許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- (ウ) 企業・団体等との施設利用契約に関する業務
- (エ) 指定事業・自主事業に関する業務
- (オ) 利用制限に関する業務
- (カ) 維持管理に関する業務
- (キ) 利用者サービスの向上に関する業務
- (ク) その他施設の維持管理運営に必要な業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

##### (3) 浜の宮市民プール

ア 指定管理者名 S&Oグループ

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 受付案内等に関する業務
- (イ) 利用許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- (ウ) 企業・団体等との施設利用契約に関する業務
- (エ) 指定事業・自主事業に関する業務
- (オ) 利用制限に関する業務
- (カ) 維持管理に関する業務
- (キ) 利用者サービスの向上に関する業務

(ク) その他施設の維持管理運営に必要な業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。